

令和2年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業
新型コロナウイルス感染症対策支援

おきなわの文化芸術がふたたび歩み出すための緊急支援プログラム

(参考) 応募にあたってのQ&A

【1 対象者について】

Q1 個人事業主、開業届手続きをしていないフリーランス、個人で運営するライブハウス、舞踊等の研究所、ダンス等の教室も応募できるか

A 公募要領1-(2)「補助対象者」及び公募要領2-(3)「応募の要件」をどちらも満たしていれば応募できます。

Q2 活動を始めて日が浅いが、応募できるか

A 応募できます。活動期間は問いませんが、過去に文化芸術分野での活動実績を1件以上有していることが要件です（※公募要領1-(2)-8を参照）。

Q3 文化芸術に関する活動実績とはどういうものか

A 文化芸術の分野を問わず、発表機会や報酬を得た実績です。なお、実行委員会等として応募する場合は、代表者が活動実績を1件以上有していることが要件となります。

【2 対象となる事業について】

Q1 少人数での勉強会や、1回限りの研修会等、短期間の取り組みも対象となるか

A 対象となります。

Q2 総事業費が100万円を超える事業でも応募できるか

A 応募できます。ただし、補助金交付の上限は100万円です。

Q3 海外への渡航や、海外から講師等を招聘する取り組みは対象となるか

A 海外への渡航及び渡航を伴う取り組み（海外への出張、海外のイベントへの参加等）は補助対象となりません。また、海外からの人の招聘（講師・登壇者等）及び招聘を伴う取り組みも対象となりません。

※7月10日追記

Q4 映像配信機器の購入は可能か

A 対象となります。(ただし、ライブハウス等の施設運営者は別事業*の対象となるため除きます)

*沖縄文化芸術コンテンツ配信環境支援事業 (7月末予定)

※7月6日追記

Q5 美術品・工芸品等の直接的な販売や、ECサイト(ネット通販)の構築等の取り組みは対象となるか

A 対象となりません。(ただし、Eコマースによる販路拡大に向けた取り組みが対象となる補助金が検討されています。7月末予定)

【3 事業期間について】

Q1 台風や新型コロナウイルス感染症の第2波等の影響により取り組みが実行できない場合、事業期間の延長や次年度への繰越等が可能か

A 本補助事業の事業期間(交付決定日から令和3年1月31日)後の延長や、次年度への繰越等はできません。

【4 補助対象経費について】

※補助対象経費の詳細は、別紙「実施にかかる手引き」もあわせてご参照ください。また、事前相談の際に個別にお問い合わせください。

Q1 補助金で購入できる物品はどのようなものか

A イベント開催時等のマスク、消毒液、フェイスシールド等の新型コロナウイルス感染防止に必要な物品、オンライン配信等に使用する機器類等、シンポジウムや会議等で提供する登壇者・講師等の飲料、事業に使用する文具類等、事業実施にあたって直接必要な物品です。
※公募要領1-(6)及び、別紙「実施にかかる手引き」6を参照

Q2 事業に使用する購入済みの機材等の領収書があるが、対象となるか

A 対象となりません。補助対象となるのは交付決定日以降に支出したもののみです。

Q3 人件費、賃金の単価を 960円/時間を超えて設定することは可能か

A 可能です。ただし、人件費・賃金の単価は 上限960円/時間までが補助対象です。下限は沖縄県内の最低賃金とします。

(公募要領1-(6)及び、別紙「実施にかかる手引き」6を参照)

Q4 台風や新型コロナウイルス第2波等の影響を受けて事業計画書に記載した取り組みの一部が実施できない場合でも、それまでに支出済みの経費は補助対象となるか

A それまでに支出済みの費用は補助対象と認められる場合があります。ただし、取り組みが実施できないと想定された時点で、速やかに文化振興会に連絡・相談してください。

Q5 領収書を紛失したが、経費は認められるか

A 認められません。経費精算の際には、領収証の写しの添付が必要です。

Q6 消費税は対象経費として認められるか

A 認められません。なお、人件費及び賃金には消費税はかかりません。

Q7 相手先が見積書や請求書を発行してくれない

A 見積書・請求書は、税込 30,000 円以上の取引の経費精算には添付が必要です。また、税込 100,000 円以上の場合は二者以上の相見積が必要です。これらが確実に発行される相手先と取引してください（※別紙「実施にかかる手引き」6 参照）。

【5 応募書類について】

Q1 応募書類はどこで入手できるか

A 沖縄県文化振興会・沖縄アーツカウンシルのウェブサイトダウンロードしてください。<https://okicul-pr.jp/oac/grants-ouen/>

【6 事前相談について】

Q1 応募する事業内容について事前に相談したい

A 応募に際しては、事業内容について必ず事前にご相談ください。相談は何度でも受けられます。相談日時は予約してください。

※ TEL 098-987-0926 (沖縄県文化振興会・環境形成推進事業担当)、平日 9:00~12:00、
13:00~17:00

【7 審査について】

Q1 審査はどのように行われるのか

A 文化芸術分野の外部有識者で構成されるアドバイザリーボードにより審査が行われます。あらかじめ定められた共通の審査項目と、事業区分による審査項目をもとに、総合的に判断されます。審査項目は、公募要領 3-(2)に記載しています。